

# 令和5年度版 静岡市地域地区等一覧表

令和5年6月15日作成

※「法」は建築基準法を、「令」は建築基準法施行令を示す。

No.	地域・地区等	参考法令条項	建築基準関係規定	地域地区等の有無	閲覧資料の有無	閲覧の可否	ホームページへの掲載	所管部局			備考
								課名	係名	(054-)	
1	都市計画区域	都市計画法5条	法41条の2	有	有	可	都市計画課 ホームページ	都市計画課	土地利用計画係	221-1409	都市計画情報インターネット提供サービスで参考に確認できます。
2	用途地域	都市計画法8条1項一号	法48条	有	有	可	都市計画課 ホームページ	都市計画課	土地利用計画係	221-1409	都市計画情報インターネット提供サービスで参考に確認できます。
3	特別用途地区	都市計画法8条1項二号	法49条	有	有	可	都市計画課 ホームページ	都市計画課	土地利用計画係	221-1409	都市計画情報インターネット提供サービスで参考に確認できます。 大規模集客施設制限地区及び特別工業地区を指定しています。 制限条例については静岡市ホームページの例規集に掲載されています。
4	特定用途制限地域	都市計画法8条1項二号の二	法49条の2	指定無し	—	—	—	都市計画課	土地利用計画係	221-1409	
5	特例容積率適用地区	都市計画法8条1項二号の三	法57条の2～57条の4	指定無し	—	—	—	都市計画課	土地利用計画係	221-1409	
6	高層住居誘導地区	都市計画法8条1項二号の四	法57条の5	指定無し	—	—	—	都市計画課	土地利用計画係	221-1409	
7	高度地区	都市計画法8条1項三号	法58条	有	有	可	都市計画課 ホームページ	都市計画課	土地利用計画係	221-1409	都市計画情報インターネット提供サービスにより区域と名称を参考に確認できます。
8	高度利用地区	都市計画法8条1項三号	法59条	有	有	可	都市計画課 ホームページ	都市計画課	土地利用計画係	221-1409	都市計画情報インターネット提供サービスにより区域と名称を参考に確認できます。
9	特定街区	都市計画法8条1項四号	法60条	有	有	可	都市計画課 ホームページ	都市計画課	土地利用計画係	221-1409	都市計画情報インターネット提供サービスにより区域と名称を参考に確認できます。
10	都市再生特別地区	都市計画法8条1項四号の二、都市再生特別措置法36条	法60条の2	指定無し	—	—	—	都市計画課	土地利用計画係	221-1409	
11	防火地域、準防火地域	都市計画法8条1項五号	法61条～66条	有	有	可	都市計画課 ホームページ	都市計画課	土地利用計画係	221-1409	都市計画情報インターネット提供サービスにより区域と名称を参考に確認できます。
12	特定防災街区整備地区	都市計画法8条1項五号の二、密集市街地整備法31条	法67条	指定無し	—	—	—	都市計画課	土地利用計画係	221-1409	
13	景観地区	都市計画法8条1項六号、景観法61条	法68条	指定無し	—	—	—	建築総務課	都市景観推進係	221-1049	
14	景観計画区域	景観法8条、静岡市景観条例、静岡市景観計画	—	市全域	有	可	建築総務課 ホームページ	建築総務課	都市景観推進係	221-1049	建築確認申請の30日前までに景観法16条1項の届出が必要です。 また、行為を変更したときは変更の届出、完了したときは完了の届出が必要です。 (※令和2年2月より届出対象工作物に太陽光発電設備が加わりました。) (※延べ床面積が5,000㎡を超える建築物は、届出の前60日前までに事前協議をお願いします。) 景観計画重点地区(宇津ノ谷地区・日の出地区・駿府城公園周辺地区・三保半島地区・御幸通り周辺地区・東静岡駅周辺地区)
15	地区計画等の区域	都市計画法12条の5	法68条の2	有	有	可	都市計画課 ホームページ	都市計画課	土地利用計画係	221-1409	都市計画情報インターネット提供サービスで参考に確認できます。 制限条例については静岡市ホームページの例規集に掲載されています。 地区毎の問い合わせ先は事前チェックリストを参照してください。
16	風致地区	都市計画法8条1項七号、静岡市風致地区条例	—	有	有	可	都市計画課 ホームページ	緑地政策課	緑化推進係	221-1249	都市計画情報インターネット提供サービスで参考に確認できます。
17	駐車場整備地区	都市計画法8条1項八号、駐車場法3条1項	—	有	有	可	都市計画課 ホームページ	交通政策課	企画係	221-1471	都市計画情報インターネット提供サービスで参考に確認できます。 詳細については、交通政策課のホームページで確認できます。
18	臨港地区	都市計画法8条1項九号、港湾法40条1項、静岡県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例	令9条三号	有	有	可	都市計画課 ホームページ	静岡県 清水港管理局	管理課	353-2202	都市計画情報インターネット提供サービスで参考に確認できます。 分区についての規制は清水港湾管理局に別資料有り。
19	緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域	都市計画法8条1項十二号、都市緑地法5条、12条、34条1項	—	指定無し	—	—	—	緑地政策課	緑化推進係	221-1249	
20	流通業務地区	都市計画法8条1項十三号、流通業務市街地の整備に関する法律5条	令9条十号	指定無し	—	—	—	都市計画課	土地利用計画係	221-1409	
21	生産緑地地区	都市計画法8条1項十四号、生産緑地法3条	—	有	有	可	都市計画課 ホームページ	緑地政策課	緑化推進係	221-1249	都市計画情報インターネット提供サービスで参考に確認できます。
22	伝統的建造物群保存地区	都市計画法8条十五号、文化財保護法143条	法85条の3	選定無し	—	—	—	文化財課	文化財保護係	221-1066	
23	航空機騒音障害防止地区	都市計画法8条1項十六号、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法4条	令9条十三号	指定無し	—	—	—	都市計画課	土地利用計画係	221-1409	
24	都市計画施設	都市計画法11条、53条	令9条十二号	—	有	可	都市計画課 ホームページ	都市計画課	都市施設計画係	221-1476	都市計画情報インターネット提供サービスで参考に確認できます。 全ての都市計画施設が図示されている訳ではありません。 都市計画公園は緑地政策課 計画係 054-221-1432
25	市街地開発事業の施行区域	都市計画法12条、土地区画整理法76条	—	有	有	可	市街地整備課 ホームページ 大谷・小鹿まちづくり推進課ホームページ	市街地整備課 大谷・小鹿まちづくり推進課	区画整理指導係 再開発係	221-1417 221-1410 238-1980 238-1981	都市計画情報インターネット提供サービスで参考に確認できます。 恩田原・片山土地区画整理事業 宮川・水上土地区画整理事業 都市計画情報インターネット提供サービスで参考に確認できます。
26	都市機能誘導区域	都市再生特別措置法108条、108条の2(届出)	—	有	有	可	都市計画課 ホームページ	都市計画課	土地利用計画係	221-1409	都市計画情報インターネット提供サービスで参考に確認できます。 都市機能誘導区域外で誘導施設の建築等を行う場合や、都市機能誘導区域内の誘導施設を休廃止する場合には、行為着手の30日前までに届出の提出が必要です。 ※静岡市では「都市機能誘導区域」を「集約化拠点形成区域」と称しています。
27	居住誘導区域	都市再生特別措置法88条(届出)	—	有	有	可	都市計画課 ホームページ	都市計画課	土地利用計画係	221-1409	都市計画情報インターネット提供サービスで参考に確認できます。 居住誘導区域外で一定規模以上の住宅開発等を行う場合には、行為着手の30日前までに届出の提出が必要です。 ※静岡市では「居住誘導区域」を「利便性の高い市街地形成区域」と称しています。

# 令和5年度版 静岡市地域地区等一覧表

令和5年6月15日作成

※「法」は建築基準法を、「令」は建築基準法施行令を示す。

No.	地域・地区等	参考法令条項	建築基準関係規定	地域地区等の有無	閲覧資料の有無	閲覧の可否	ホームページへの掲載	所管部局			備考	
								課名	係名	(054-)		
28	建築基準法22条区域	法22条	←	有	有	可	建築指導課 ホームページ	建築指導課	審査係	221-1259	都市計画区域のうち防火地域及び準防火地域を除く区域とする。 (H15告示22号)	
29	建築基準法52条8項指定区域	法52条8項	←	指定無し	—	—	—	建築指導課	審査係	221-1259		
30	宅地造成工事規制区域	宅地造成等規制法3条、8条	令9条九号	指定無し	—	—	—	開発指導課	開発審査係	221-1118		
31	駐車場附置義務条例区域	駐車場法20条、 静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例	令9条六号	有	有	可	都市計画課 ホームページ	交通政策課	企画係	221-1471	都市計画情報インターネット提供サービスで参考に確認できます。 条例の内容については、交通政策課のホームページで確認できます。	
32	駐輪場附置義務条例区域	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律5条4項、 静岡市自転車等の駐車秩序に関する条例	令9条十四号	有	有	可	都市計画課 ホームページ	交通政策課	企画係	221-1471	都市計画情報インターネット提供サービスで参考に確認できます。 条例の内容については、交通政策課のホームページで確認できます。	
33	公共下水道区域	下水道法10条	令9条八号	有	有	可	下水道維持課 ホームページ	下水道維持課	排水設備係 (葵・駿河区)	270-9235	参考として「公共下水道が使える区域一覧」をホームページで閲覧できます。 供用区域外でも、下水道建設課・下水道維持課・下水道事務所との協議により公共下水道を使うことができる地域があります。	
								下水道事務所	排水設備係 (清水区)	354-2744		
34	農業集落排水	農業集落排水事業、浄化槽法	令9条十五号	有	有	可	—	農地整備課	農業集落排水係	354-2333	地図情報は提供できる状況にありませんが、来庁されれば区域確認印の押印等が可能です。	
35	広告景観整備地区	屋外広告物法3条－5条、静岡市屋外広告物条例	令9条二号	有	有	可	建築総務課 ホームページ	建築総務課	屋外広告物係	221-1123	三保半島広告景観整備地区が平成31年4月1日より施行されました。 御幸通り周辺地区及び東静岡駅周辺地区が令和2年4月1日より施行されました。	
36	広告景観協定地区	屋外広告物法3条－5条、静岡市屋外広告物条例	令9条二号	有	有	可	静岡市恩田原・片山土地区画整理組合 ホームページ	大谷・小鹿まちづくり推進課	区画整理係	238-1980	恩田原・片山地区広告景観協定が平成31年3月28日に認定されました。	
								建築総務課	屋外広告物係	221-1123		
37	屋外広告物規制地域	屋外広告物法3条－5条、静岡市屋外広告物条例	令9条二号	有	有	可	建築総務課 ホームページ	建築総務課	屋外広告物係	221-1123		
38	建築基準法及び道路法の道路	道路法(路線の名称及び幅員) 法42条1項一号道路の判断は建築指導課で行います。	—	—	有	有	土木管理課 ホームページ	土木管理課	総務・道路台帳係	221-1127	窓口の端末、市のHPで公開している道路台帳図情報提供サービスで、市道及び市が管理している国・県道の名称・幅員等の確認ができます。 ※当該地が住宅等の接道条件最低値(4m)等を表示している場合は、必ず現地で幅員の確認をしてください。当該地の地積、接道の幅員等を明確にするためには官民境界の申請が必要になる場合があります。(端末がある窓口 静岡庁舎:6階土木管理課、清水庁舎:7階土木事務所)	
		—						市街地整備課	区画整理指導係 再開発係	221-1417 221-1410		【注】資料がある場合には窓口にて閲覧可能です。
		—						開発指導課	開発審査係	221-1118		【注】資料がある場合には窓口にて閲覧可能です。
—	法42条1項三号・四号・五号、2項	—	有	有	可	—	建築指導課	狭あい道路係	221-1238	法42条2項道路については、来庁されれば基本的に確認印の押印が可能です。 官民境界確定を要するものなど例外もあります。		
39	土砂災害(特別)警戒区域	土砂災害防止法第7条、第9条	令80条の3	有	有	可	県砂防課 ホームページ	静岡県 静岡土木事務所	企画検査課	286-9322	資料閲覧:静岡市 建設政策課 土木防災係 221-1446	
40	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法3条	法39条、県条例3条、4条	有	有	可	県砂防課 ホームページ	静岡県 静岡土木事務所	維持管理課	286-9317	資料閲覧:静岡市 建設政策課 土木防災係 221-1446	
41	建築協定等の区域	静岡市建築協定条例	法69条～77条	有	有	可	—	建築指導課	審査係	221-1259		
42	特定都市河川(巴川)流域	特定都市河川浸水被害対策法30条	—	—	有	可	河川課 ホームページ	河川課	計画係 (葵・駿河区)	221-1087		
								土木事務所	工事係 (清水区)	354-2247		
43	良好な商業環境の形成に関する指針ゾーニング	良好な商業環境の形成に関する条例 良好な商業環境の形成に関する指針	—	有	有	可	商業労政課 ホームページ	商業労政課	商業・まちなか 活性化係	354-2306	ゾーニング図の詳細については、商業労政課へお問い合わせください。	
44	要措置区域	土壌汚染対策法第6条	—	有	有	可	環境保全課 ホームページ	環境保全課	水質係	221-1359		
45	形質変更時要届出区域	土壌汚染対策法第11条	—	有	有	可	環境保全課 ホームページ	環境保全課	水質係	221-1359		

## 【備考】

- ① 都市計画図については都市計画課で販売しています(一部800円)。郵送での販売も行っています。詳しくは都市計画部HPをご覧ください。
- ② 都市計画図は全ての都市計画情報が図示されているわけではありません。都市計画の内容については、都市計画課にある図面等で確認してください。
- ③ 地域地区及び道路の詳細情報については、更新が頻繁に行われるもの、未公表資料であるもの及び資料が膨大になるものなどは情報提供が難しい状況にありますが、基本的に来庁されれば所管部局で閲覧確認が可能です。
- ④ 都市計画情報インターネット情報サービスは都市計画課のホームページから閲覧できます。利用条件をご確認の上、ご利用ください。